

木 村 力 雄  
き むら りき お

学位の種類 教育学博士  
学位記番号 教博第13号  
学位授与年月日 昭和43年3月26日  
学位授与の要件 学位規則第5条第1項該当  
研究科専門課程 東北大学大学院教育学研究科  
(博士課程)教育学専攻  
論文題目 「学制」とトマス・ジェファソンの「自然の貴族制」  
論文審査委員 (主査)  
教授 皇 晃之 教授 林 竹二  
教授 岩下 新太郎

### 論文内容の要旨

明治の初期において、我国の教育がフランスやオランダをはじめとする西欧諸国の影響とともに、アメリカからの強い影響を受けて近代化の口火を切ったことは周知の事実である。しかし、これまでの研究では、我国の教育制度に対するこの期のアメリカからの影響について、具体的性格にまでたちいて明らかにされているとはいえない。

そこで、本研究は他の先進諸国からの影響とともに受けたといわれるアメリカからの影響とは、いかなる性格を持つものであるのか明らかにすることをそのねらいとした。このような目的をもって明治の教育史を読み直すと、我国における明治初期の教育はあたかも、まず第一に、ジェファソン流のリパブリカニズム、つまり、自然の貴族制の考え方の強い影響を受け、次いで、それとはまさに対照的なジャクソン流のリベラリズムの影響を受けたかのように感ぜられる。すなわち、前者の影響は、主として、「学制」の起草及び「学制」実施の前期において認められ、後者の影響は「学制」実施の後期及び「教育令」の制定期において顕著に認められるように思われる。このような現象が単なる偶然の一致に過ぎないものであるのか、あるいは、それ以上の何かかひそんでいるのかを明らかにしようとしたのが本研究の具体的目標となった。

まず第一章においては、「学制」とジェファソンの1779年の教育法案との比較を試み、そ

の結果、(1)「学制」がアメリカ的なピラミッド型のラダー・システムをとる学校体制とフランス的な中央集権的教育行政制度の組み合わせであるように受けとめられるのに対して、ジェファソンの教育法案は、スコットランドからはピラミッド型ラダー、システムのアイデアを、フランスからはアカデミー制にもとづく世俗的集権的行政制度の考えを、それぞれとり入れて起草されたものであると推測しうる。 (2)共にアングロ・アメリカに固有の個人主義的実学主義的考え方に貫かれていること。(3)共に身分制の打破を主張し、徳と才能とによる統治体制、つまり、ジェファソンのいう「自然の貴族制」の確立を強く志向するものであること等いくつかの類似した点のあることが明らかとなった。

これらの基本的性格についてみられる類似性は、単なる偶然の一致にすぎないものなのであろうか。(1)一般に「学制」の最も有力なモデルとされたといわれているフランスの教育制度は、よくいわれていることは逆に、ジェファソンのラディカルな考え方を反映しているものでもあること。(2)「学制」の制定にあたって大きな影響力を持っていたといわれる人々の中には福沢諭吉のように、ジェファソンに代表されるアメリカ的物の考え方にすくなく好意を抱いていた人々がいたこと。(3)当時すでに中浜万次郎や高橋是清のようにアメリカの学校又は社会において、リパブリカニズム、自然の貴族制の空気に実際にふれた経験のあるものがすくなくいたこと。(4)「学制」の制定にあたって陰の人として力のあったフルベッキという自らはアメリカ人になりきったつもりのおランダ生れの無国籍人のいたこと等の諸事実は、ジェファソンの教育法案と「学制」との間に、直接的なものではないにしても、何らかのつながりのあったことを暗に示すものといえる。とりわけ、フルベッキの政府中における地位とその影響力、更にかつて彼の最も傑出した生徒の1人であった大隈重信が、英語のテキストとしてフルベッキの選んだ合衆国憲法や独立宣言を通じてジェファソンの存在を知り、後に、ジェファソンにならって政治と教育の双方に力を注ぐようになったという話が残されていること等を考える時、両者の間には予想以上のつながりがあったように考えられる。しかして、第二章においては、主としてフルベッキの生い立ち、性格、業績等を検討し、ジェファソンの教育法案と「学制」との間に生じた類似性の原因について多角的な考察を試みた。

次いで、岩倉使節団の欧米派遣を建言し、かつ計画することにより自から作り出すことになった政治的渦に巻き込まれ、フルベッキの失脚したあと、彼のし残した仕事は、マーレイに引きつがれる形となったが、第三章においては、マーレイの生い立ち、受けた教育、性格、来日する以前の業績等を分析することにより、彼がジェファソン流のリパブリカニズムにまでさかのぼることの出来るアメリカ保守主義の伝統の中に位置づけられる人であり、それ故にこそ、彼が「学制」の実施にあたって、意外なほど積極的になりえたことを明らかにし、第四章においては、マ

ーレイを中心とする施策が、ジェファソンのヴァージニアにおける試みと類似した形において挫折していかざるを得なかった過程を描き、その打開策として、田中らによって、ジャクソン流のリベラリズムの採用へと政策の転換がなされたいきざつについて検討を加えた。

## 論文審査結果の要旨

1. 筆者は本研究を通じて、「学制」の根本理念であるピラミッド型ラダーシステムと中央集権的教育行政組織は、終局のところ、ジェファソンの教育法案にまでさかのぼり、フルベッキ、大隈を媒介として、直接的ではないが、彼の「自然の貴族制」思想の強い影響下にある点を実証せんとしているが、この試みは、ある程度成功しており、明治前期教育制度史研究の分野に、新しい知見を加えたものと言える。

ただし、その研究方法、立論や仮設の立て方にやや無理があり、若干の飛躍や独断がみられる。

2. 筆者は本研究の主題に迫るために、内外の文献と2年間の米国留学の成果を駆使して、幕末から明治初年にかけての、日米間の教育文化交流の歴史的具体的叙述にかなりのスペースと努力をささげているが、この点についても、従来の研究に見られぬ、新事実が紹介されている。ただし、米国人の側からみた「学制」の成立や実施に力点がおかれ、当時の日本の国内事情や、日本側の「学制」に対する考え方の理解に若干の未熟さが認められる。また、やや本筋から逸脱した散漫な記述や明らかに誤解と見られる箇所も散見されるが、この点は一考を要する。
3. 斬新な成果をもたらした一因として、在来、この分野においてはあまり見られなかった、社会学的、文化類型学的研究方法の導入が指摘できるが、ともすると速断乃至独断に陥いる不安が感ぜられる。

なお、今後の研究を発展させるためには、田中不二麿の明治12年教育令の、もう一步踏みこんだ考察や、森有礼の事業や学政思想にまで研究をひろげ、その他、日本側の文献をさらに活用することが望ましい。ジェファソンの思想そのものについても、なお、究明の余地があるのではなからうか。

以上を総合してみると、多少の欠陥や未熟さは免れないが、新しい方法をもって、未開拓の領域に接近し、近年いよいよ注目を浴びている、明治教育制度史の研究に新知見を加えたものと言える。

よって教育学博士の学位を授与するのに、相当と認める。